

官製談合防止法違反に対する再発防止策について

1 再発防止策検討委員会について

昨年の官製談合防止法違反等による職員逮捕を受けて、庁内において再発防止策検討委員会を設立し、コンプライアンス分科会と入札契約制度再検討分科会において課題を抽出の上、再発防止策を策定し、検討委員会にて審議を行った。

2 主な再発防止策について

再発防止に向けた検討や制度・事務上のリスク等の課題への対応策とした主な再発防止策

(1) コンプライアンスに係る再発防止策

ア 職員研修（倫理、官製談合防止法、入札契約制度等）の実施強化

個々の職員の「職員倫理意識・コンプライアンス意識の向上」「適切な業務遂行」のために関連の研修実施を強化する。

イ 市長ホットラインの開設

業務において法令違反その他、不正行為やそのおそれがあると認める場合に、職員（課長補佐を想定）がその状況を直接市長に寄せることができるメールを開設する。

ウ 業務用携帯電話の導入

職員個人の携帯電話番号を他者へ教える必要が無いよう、業務上必要な部署には共有の携帯電話を導入する。

(2) 入札契約制度に係る再発防止策

ア 予定価格を事前公表に統一

予定価格を探ろうとする不正行為の防止を図る観点から、これを事前公表に統一する。

イ 入札契約業務に係る不当要求行為への対応

入札契約業務に係る不当要求行為対応要綱及び実施マニュアルを制定し、組織としてその対応に当たる。